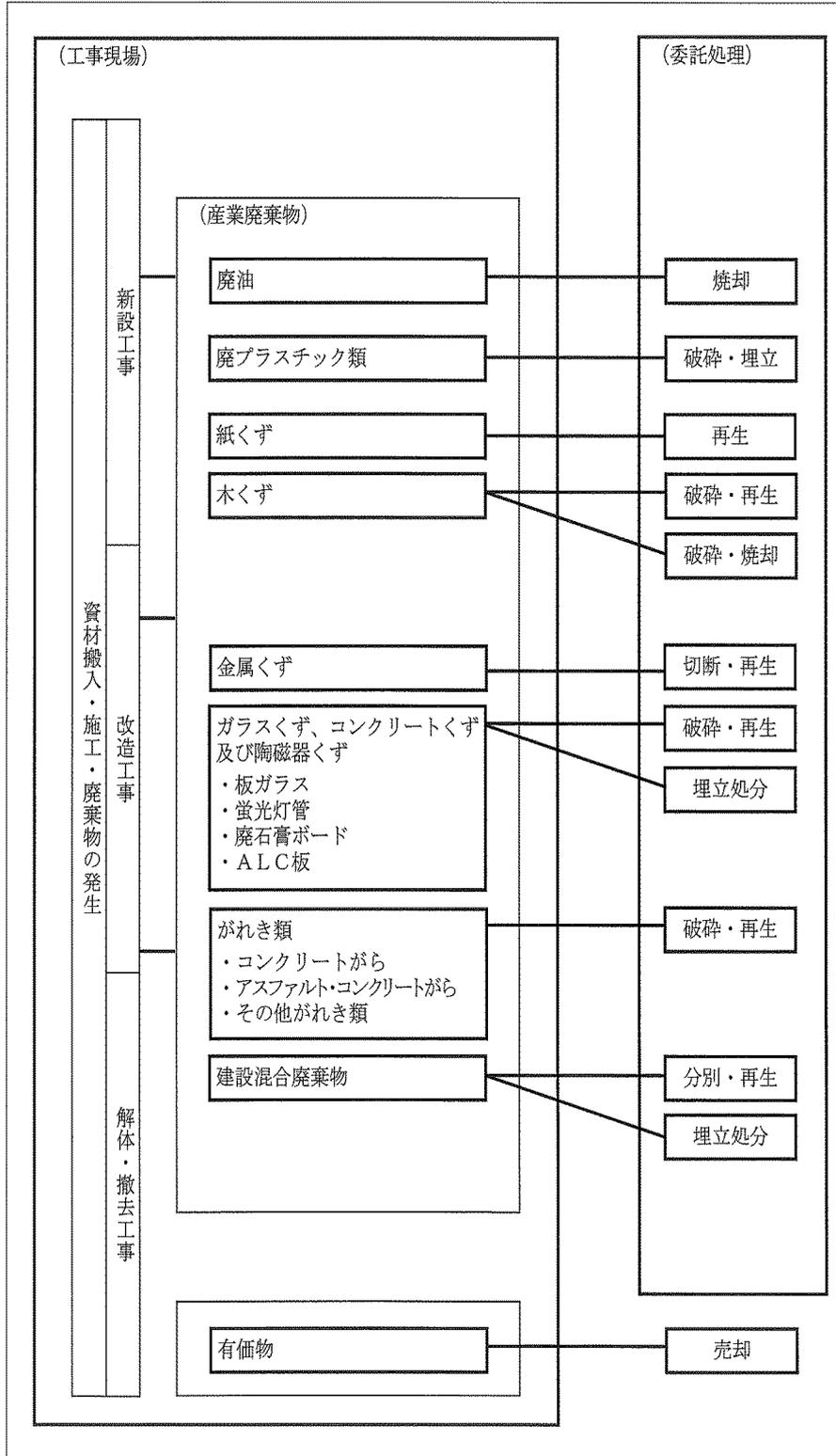


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和5(2023) 年 6 月 29 日</p> <p>高知市長 殿</p> <p>提出者 住 所 高知県高知市朝倉己188番地6 氏 名 株式会社トミナガ高知営業所 所長 坂本 拓 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 050-3185-0025</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	高知市内の工事現場
事業場の所在地	高知県高知市
計画期間	令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D：建設業 6：総合工事業
②事業の規模	前年度売上：200百万円
③従業員数	4名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	委託処理業者との契約（事前に種類によって分別契約の締結）⇒ 工事現場より産業廃棄物の発生⇒ 全処理量を委託処理業者に手配し産業廃棄物管理票で管理し運搬の 終了を確認（再生利用の指示に努める）⇒ 管理表を受けて処理内容の確認 (廃棄物発生・処理フローについては図表①参照)

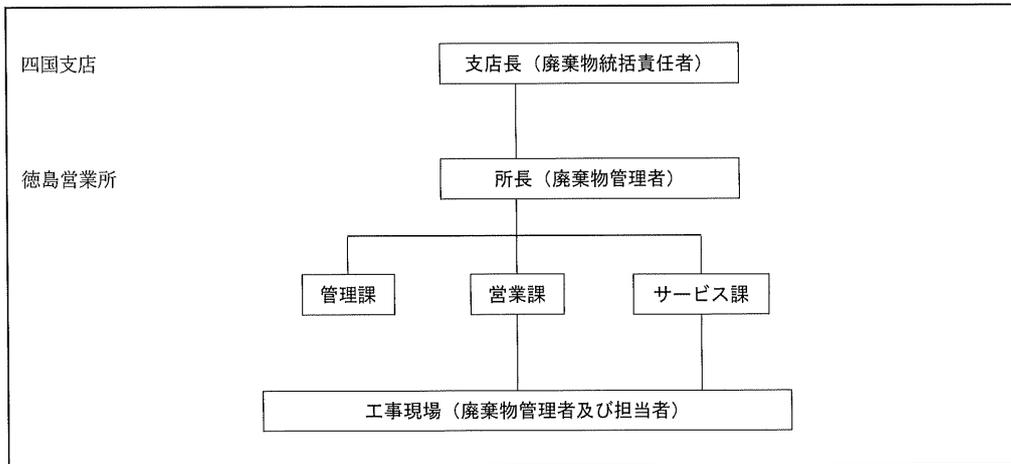
図表① 廃棄物発生・処理フロー



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙:図表②参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度)実績】 別紙に続く		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	金属くず
	排出量	1142.4 t	127.7 t
	(これまでに実施した取組) ・資材の使用数量を把握し必要最低限の資材を現場に搬入することにより、ロスを削減。 ・廃棄物管理者は、関連法令について情報を収集し、廃棄物担当者に情報を提供。		
②計画	【目標】 別紙に続く		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	金属くず
	排出量	800 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) ・解体・撤去工事の場合、産業廃棄物の排出抑制が困難であり、中長期的課題になっている。 ・優良事業者へ委託し、再生利用処理に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化促進のため、廃棄物の分別を実施。 ・工事現場には廃棄物保管場所を設け、分別した廃棄物を収集運搬までの間、法令に従って適切に保管。 ・解体工事等で廃棄物が多量に発生する場合は、解体後随時、分別搬出。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類ごとに分別。 ・敷地に余裕がある場合はコンテナ等を設置。 ・廃油は漏えい防止のため、蓋付ドラム缶に保管又はタンクローリー等に直接積込搬出。		

図表②

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



別紙(第2面関係)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	そのほかがれき類	廃石膏ボード
排出量	5.11 t	13.7 t	2.1 t	1 t

産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス・陶磁器くず	そのほかがれき類、石綿含有産業廃棄物	建設混合廃棄物
排出量	0.33 t	1.31 t	2.96 t	3.25 t

①現状

産業廃棄物の種類	繊維くず	紙くず・繊維くず		
排出量	0.02 t	0.2 t	t	t

産業廃棄物の種類				
排出量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	そのほかがれき類	廃石膏ボード
排出量	5 t	10 t	2 t	1 t

産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス・陶磁器くず	そのほかがれき類、石綿含有産業廃棄物	建設混合廃棄物
排出量	0.5 t	1 t	2 t	3 t

②計画

産業廃棄物の種類	繊維くず	紙くず・繊維くず		
排出量	0.02 t	0.2 t	t	t

産業廃棄物の種類				
排出量	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

別紙(第3面関係)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 該当なし

①現状

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】該当なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	金属くず
	全処理委託量	1142.4 t	127.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1142.4 t	127.7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設資材廃棄物については、法令に従って再資源化を実施。 ・それ以外の廃棄物（金属くず、ほか）についても、再生利用能力の高い処理業者を選定。 		

別紙(第4面関係)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t
産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t
産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	その他がれき類	廃石膏ボード
全処理委託量	5.11 t	13.7 t	2.1 t	1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	5.11 t	13.7 t	2.1 t	1 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス・陶磁器くず	その他がれき類、石綿含有産業廃棄物	建設混合廃棄物
全処理委託量	0.33 t	1.31 t	2.96 t	3.25 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0.33 t	1.31 t	2.96 t	3.25 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	紙くず	紙くず・繊維くず		
全処理委託量	0.02 t	0.2 t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0.02 t	0.2 t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

②計画	【目標】 別紙に続く		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	金属くず
	全処理委託量	800 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	800 t	10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・設計図書に従い、可能なものについては再生原材料を使用。		
※事務処理欄			

別紙(第5面関係)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	その他がれき類	廃石膏ボード
全処理委託量	5 t	10 t	2 t	1 t
優良認定 処理業者 への処理 委託量	t	t	t	t
再生利用 業者への 処理委 託量	5 t	10 t	2 t	1 t
認定熱回 収業者 への処理 委託量	t	t	t	t
認定熱回 収業者以 外の熱回 収を行う 業者 への処理 委託量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス・陶磁器くず	その他がれき類、石綿 含有産業廃棄物	建設混合廃棄物
全処理委託量	0.5 t	1 t	2 t	3 t
優良認定 処理業者 への処理 委託量	t	t	t	t
再生利用 業者への 処理委 託量	0.5 t	1 t	2 t	3 t
認定熱回 収業者 への処理 委託量	t	t	t	t
認定熱回 収業者以 外の熱回 収を行う 業者 への処理 委託量	t	t	t	t

別紙(第5面関係)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

産業廃棄物の種類	繊維くず	紙くず・繊維くず		
全処理委託量	0.02 t	0.2 t	t	t
優良認定 処理業者 への処理 委託量	t	t	t	t
再生利用 業者への 処理委託 量	0.02 t	0.2 t	t	t
認定熱回 収業者 への処理 委託量	t	t	t	t
認定熱回 収業者以 外の熱回 収を行う 業者 への処理 委託量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
全処理委託量	t	t	t	t
優良認定 処理業者 への処理 委託量	t	t	t	t
再生利用 業者への 処理委託 量	t	t	t	t
認定熱回 収業者 への処理 委託量	t	t	t	t
認定熱回 収業者以 外の熱回 収を行う 業者 への処理 委託量	t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。